平成２７年（フ）第３０８号
名古屋市北区水切町５丁目78番地の２　アクア・ファイブ102号
債務者　西　　拓磨
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２号
沖縄県浦添市西原１丁目８番19号　広栄アパート207号
債務者　新城　幸枝
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添1711番地４
債務者　国吉　　忍
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２１１１号
札幌市北区北18条西３丁目２番30―306号
債務者　谷内山勝啓
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７５号
札幌市清田区北野１条２丁目２番22号
債務者　花田　　郁（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
札幌市南区川沿７条２丁目１番32号　川沿中央マンション102号
債務者　安井　智之
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
札幌市中央区北８条西26丁目３番13―102号
債務者　小林あゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番５―203号
債務者　木山　未子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５号
札幌市白石区栄通10丁目６番８号　レインボーハイツ205号
債務者　三本　正行
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７８号
北海道江別市あけぼの町26番地の48
債務者　上山　良栄（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５９号
札幌市白石区北郷５条６丁目３番40号
債務者　川本　康広
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６１号
札幌市白石区平和通９丁目北13番５号
債務者　張ヶ谷きみ子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７３号
札幌市手稲区西宮の沢１条１丁目１番15号　広宣寮
債務者　長野　　優
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８９号
札幌市東区北28条東12丁目１番23号　シックスホーム103号
債務者　清水　　巖
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４００号
札幌市北区屯田９条９丁目１番１号　ノース季実の里１―202号
債務者　小林　裕二
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１５号
札幌市北区北38条西２丁目２番１―306号
債務者　天池　保聡
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３号
群馬県前橋市粕川町膳571番地６　天田ハイツ202号
債務者　石井　信茂
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係